

## 「熊本県社会的養育推進計画」の中間見直しについて

【こども家庭福祉課・児童相談所】

### 1 計画の根拠

都道府県社会的養育推進計画の策定要領（平成30年7月6日厚労省通知）に基づき、地域の実情を踏まえた社会的養育に関する計画。

### 2 計画の趣旨

平成28年改正児童福祉法（平成28年6月3日施行）において子どもが権利の主体であること、家庭で養育が困難な児童に関する「家庭養育優先原則」が示されたことを踏まえ、地域の実情を踏まえた施設の抜本的改革等の取組の推進を図るため、本市の取組も記載し、熊本県とともに令和2年3月に策定。

### 3 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）の10年間  
※令和6年度中に中間見直しを行い、後期計画（令和7～11年度）に反映させる。

### 4 中間見直しの主な内容

令和4年改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）等を踏まえ、新たに国から発出された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、「熊本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」や「里親等への委託の推進に向けた取組」、「児童相談所の強化等に向けた取組」など、前期計画の項目を検証するとともに、新たな項目（案）である「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」などの計2項目を追加した計12項目について検討し、計画の見直しを行う。

### 5 検討体制

#### (1) 熊本県社会的養育推進計画検討委員会

学識経験者、弁護士、熊本県養護協議会代表等と県市関係課での検討

#### (2) 検討ワーキンググループ会議

里親協議会代表、児童養護施設代表、県内児童相談所長等での検討

### 6 スケジュール（予定）

令和6年（2024年）	3月	【国】策定要領発出
	6月	議会報告
	6月～11月	検討委員会開催 検討ワーキンググループ会議開催
	12月	議会報告（素案）
令和7年（2025年）	2月	議会報告（最終計画案）
	3月	計画策定・公表